# 田尻町集団回収の手引き

田尻町住民部生活環境課

令和２年４月

# は じ め に

田尻町では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的とした、住民による自主的な資源回収を促進するため、平成３年４月から集団回収に協力してくださる団体に対し、その活動の励みとなるよう奨励金を交付しています。

最近では、家庭から排出されるごみの量は、減少傾向ではありますが、ごみの中には、新聞紙や雑誌類、段ボールなど分別すれば資源として有効利用することができるものが含まれています。これらを資源ごみとして分別することでごみを大きく減らすことができ、限りある資源を節約することは、地球環境を守ることにもつながります。

また、地域の皆さんが協力し合って取り組む集団回収は、ごみの減量や地球環境の保護に貢献するだけでなく、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。

今般、集団回収をさらに推進するため、令和２年度から対象品目の追加や奨励金単価の見直しを行うこととなり、そのマニュアルとして本手引を作成しました。

本手引きが集団回収に関心のある皆さま、そして活動に取り組んでいる皆さまのお役に立つとともに、集団回収の取組がさらに広がることを願っています。

# 目　　次


１　田尻町のリサイクル率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　ごみ減量とリサイクル向上に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　集団回収とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　集団回収実施団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　集団回収の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６　対象品目と出し方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７　奨励金の交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

## 1　田尻町のリサイクル率について

町民が平成 28 年度に排出したごみの総量（事業系ごみ含む）は、2,707 トンで、その排出されたごみのうち、再び資源としてリサイクルされたものは 172 トンでした。このリサイクル率は、6.4%であり、大阪府平均の 13.8%を大きく下回る結果となっています。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ごみ総量（トン） | 2,545 | 2,729 | 2,830 | 2,776 | 2,707 |
| 資源処理（トン） | 195 | 207 | 185 | 176 | 172 |
| 内、集団回収量（トン） | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| リサイクル率（%） | 7.7 | 7.6 | 6.5 | 6.4 | 6.4 |
| 大阪府平均（%） | 12.2 | 13.3 | 13.8 | 13.8 | 13.8 |

## 2　ごみ減量とリサイクル率の向上にむけて

田尻町では、平成 3 年 4 月から「集団回収」、平成 13 年 10 月から「12 種類の分別収集」、平成 22 年 2 月から「ごみ有料化」等のごみの減量化や資源化に向けた取組を行ってきましたが、リサイクル率は依然として、大阪府内下位に低迷し、いまだ取組が十分に進んでいないことがわかります。

平成 29 年度に実施した家庭系可燃ごみ組成調査によると、その可燃ごみの中に、分別すればリサイクルできる新聞紙や雑誌類、段ボール等の資源ごみが約 28%も含まれていることがわかりました。

したがって、町民一人ひとりが自分の出すごみを見直し、資源化できるものはきちんと分別して回収に出すことや、無許可の業者による資源ごみの抜き取りを防ぐことで、ごみの排出量を減らし、リサイクル率を向上させることができます。

ここに資源物を回収する集団回収の取組を広めたい理由があります。

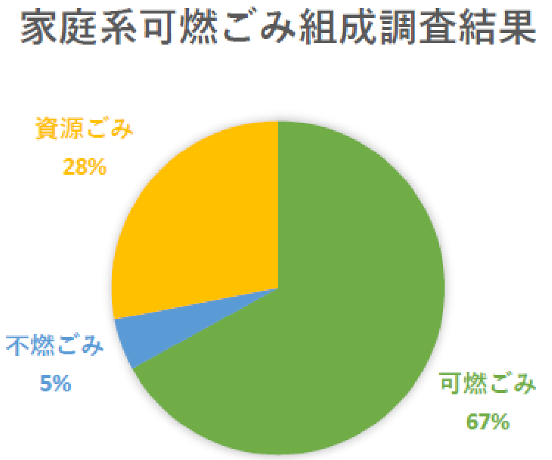

## 3　集団回収とは

家庭から出される新聞等の古紙類、布類、空き缶などは、再利用ができる大切な資源です。これらを資源ごみとして分別することで、ごみを大きく減らすことができます。

集団回収とは、地区会（隣保班）、子ども会、婦人会など、各種団体の人達が協力し合い、家庭から出る資源ごみを集めて、回収業者に直接引き渡し、資源の再利用を図る自主的なリサイクル活動です。

田尻町では、資源ごみ回収団体として登録いただいた団体に対し、奨励金を支給し、側面的な支援を行っています。

## 4　集団回収実施団体（奨励金交付対象）

地区会（隣保班）、子ども会、婦人会などの営利を目的としない 10 世帯以上の団体

## 5　集団回収の流れ

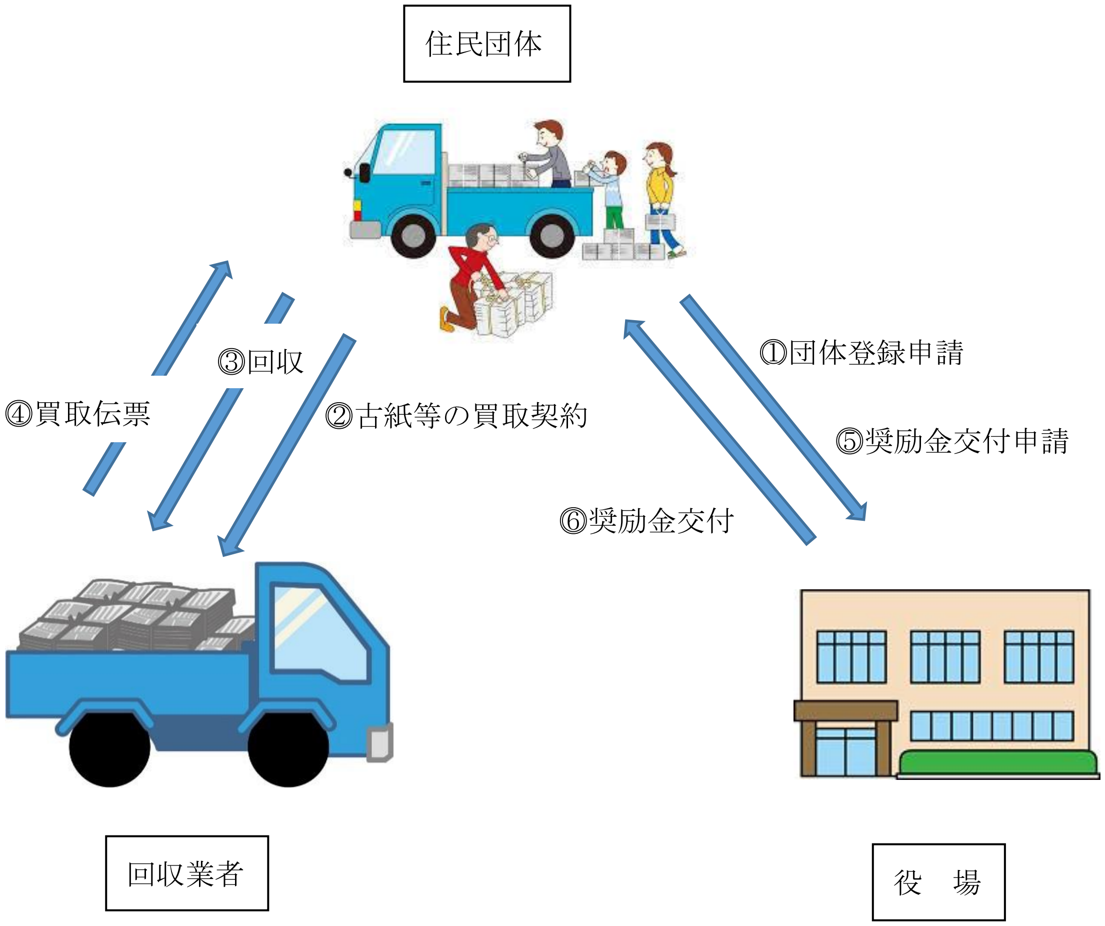

**初回登録時のみ**

①実施団体を登録する。

・町に「田尻町集団回収実施団体登録申請書」を提出し、団体登録を行う。

↓

②回収方法を決める。

・回収業者と相談して、集める場所、日時、回収品目を決める。

---

集める場所、日時、品目を協力世帯に周知する。

・なるべくたくさんの協力世帯に参加してもらうよう呼びかけましょう。

↓

協力世帯に決められた場所、日時に資源ごみを集めてもらう。

・各家庭で回収品目ごとに分別して出してもらいましょう。

・分別方法については、「**6　対象品目と出し方**」を参照してください。

↓

③回収業者に回収してもらう。

・協力世帯に回収量、次回の実施日時を通知しましょう。

↓

④回収業者に町指定の伝票を発行してもらい、受け取る。

・回収業者が発行する「集団回収奨励金専用伝票」は、奨励金の請求時に必要ですので、大切に保管しておいてください。

↓ 年２回

⑤奨励金の請求を行う。

・請求は前期と後期の年２回行うことができます。詳細は、「**7　奨励金の交付について**」を参照してください。

↓

⑥奨励金が交付される。

## 6　対象品目と出し方

集団回収に出す際は、次表のとおり分類して出してください。

※　回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、必ず回収業者に確認してから出してください。

※　対象となるのは、家庭から排出される資源ごみに限ります。

<table>
<tr><th colspan="2">品目</th><th>例</th><th>出し方</th><th>注意点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">古紙類</td><td>新聞</td><td>新聞紙（折込チラシ含む）</td><td>ひもで十文字に縛る。</td><td rowspan="2">※ポリ・ナイロン・ビニール袋等は取り除く。</td></tr>
<tr><td>雑誌</td><td>週刊誌、月刊誌、教科書、単行本等</td><td>大きさをそろえて、ひもで十文字に縛る。</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>宅配用の箱、家電用の箱等全ての段ボール類</td><td>折りたたんで、ひもで十文字に縛る。</td><td>※ガムテープや宛名ラベル等は取り除く。</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>牛乳パック、果汁パック等</td><td>よく洗って乾燥させてから、切り開いて平らにし、ひもで十文字に縛る。</td><td>※内側が白い紙のものに限る。（アルミコーティングされているものは除く。）</td></tr>
<tr><td>雑紙</td><td>紙箱、紙袋、包装紙、チラシ、コピー用紙、メモ用紙、はがき、封筒、ティッシュの外箱、学校等のプリント類等</td><td>紙袋等に入れて、ひもで十文字に縛る。</td><td>※紙箱は開いて平らにする。<br>※紙以外のビニール、プラスチック等は取り除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">古布</td><td>衣類、ネクタイ、スカーフ、マフラー、タオル、ハンカチ等</td><td>ビニール袋に入れる。又はひもで縛る。</td><td>下着、靴下、ストッキング、帽子、手袋、汚れたものは除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">アルミ缶</td><td>飲料用アルミ缶</td><td>ビニール袋に入れる。</td><td>中身を空にする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">スチール缶</td><td>飲料用スチール缶</td><td>ビニール袋に入れる。</td><td>中身を空にする。</td></tr>
</table>

## 7　奨励金の交付について

集団回収を実施している団体に、回収実績１kg当たり５円の奨励金を交付します。

奨励金は、前期分（4 月～9 月）と後期分（10 月～3 月）に分けて、年２回（11 月と５月）交付します。

（１）奨励金の申請

前期は 10 月 10 日、後期は３月 31 日までに「田尻町集団回収奨励金交付申請書」に「田尻町集団回収活動実績報告書」と「田尻町集団回収奨励金専用伝票」を添えて町に提出する。

（２）奨励金の交付決定及び請求

町から奨励金交付決定通知を受けた後、前期は 10 月 31 日、後期は 4 月 30 日までに「田尻町集団回収奨励金請求書」を町に提出する。

（３）奨励金の交付

町は、請求書を受理した後、請求のあった月の翌月（前期は 11 月、後期は 5 月）の末日までに奨励金を交付する。

【お問い合わせ先】
田尻町住民部生活環境課
（電話）０７２－４６６－５００５